



こども誰でも 通園制度



こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

日野町在住の
生後6か月～
2歳児

(3歳の誕生日を迎えた
最初の3月31日まで)

※保育所等に通っていない
こどもが対象です。

利用日時

火曜日、木曜日
9:00～11:00
(祝日、年末年始を除く)

※こども1人当たり月10時間の
枠内で柔軟に利用可能です。
※1時間単位で申し込んでくだ
さい。

利用料金・定員

1人1時間当たり
300円

1日1時間当たり
2人まで



給食・おやつ

給食等の提供はありません。

離乳食が完了している幼児には希望に応じておやつの提供を行います。
水分補給のため水筒等は必ず持参してください。

その他

必要な持ち物は個々により異なるため、事前面談時にご相談ください。

実施園

日野町立 桜谷こども園 第2園舎 (日野町大字北脇988番地)
電話:0748-53-0390

地図



1日の過ごし方



一人一人の子どもの様子や利用
時間に応じてゆったりとした雰囲気
の中で過ごしていただけます。

- 室内外でのあそび
- おやつ など



お問い合わせ

制度全般(利用登録) 日野町役場子ども支援課 0748-52-6583
利用予約 桜谷こども園第2園舎 0748-53-0390

こども誰でも通園制度と「一時保育」、「ちょこっと預かり」との違い

こども誰でも通園制度とは

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的とした制度です。

一時保育 ちょこっと預かりとは

わらべ保育園で行う「一時保育」や、つどいのひろばぽけっとで実施する「ちょこっと預かり」は、主に保護者都合により預かりを実施する事業です。

どんな時に利用できるの?(わたしはどちらですか?)

子どもの育ちを応援 良質な成育環境の整備

- 子どもに家庭とは異なる経験をさせてあげたい。
- 保育者の子どもへの接し方を見ることで、親として成長することができる。

こども誰でも通園制度

保護者の立場・事情

- 育児負担の軽減のため一時的に子どもを預けたい。
- ちょっとした用事があるので、子どもを預けたい。

- 一時保育(わらべ保育園)
- ちょこっと預かり(つどいのひろばぽけっと)

ご利用の流れ

01 利用者登録申請

日野町役場子ども支援課で利用登録・面談予定を申請または、こども誰でも通園制度総合支援システムから申請。利用しようとする日の1ヶ月前までに登録が必要です。

▶日野町役場子ども支援課で利用要件等の確認を行います。



02 利用登録決定通知書が届きます

日野町役場子ども支援課より決定通知が送付されます。決定通知の発行まで1週間程度かかります。

03 面談実施

面談予約をした日時に桜谷こども園第2園舎まで、お子様と一緒にお願いします。

面談では次のようなことを伺います。

- ・食事や排せつなど普段の様子
- ・アレルギーの有無
- ・かかったことがある病気、または経過観察中の病気等
- ・その他配慮が必要なこと など

04 利用予約

こども誰でも通園制度総合支援システムから申し込みしていただくか、桜谷こども園第2園舎に電話にて予約申し込みをしてください。 **0748-53-0390**

注意事項

- 面談において、重篤な疾病などにより、保育することが著しく困難であると判断されたときは、利用ができない場合があります。
- 利用登録後に利用対象となる要件に当てはまらないことが判明した場合は、利用登録を取り消すことがあります。
- 送り迎えは保護者の方が責任をもって行ってください。
- 利用の中止や変更の際は必ず施設にご連絡ください。ご連絡がなく利用時間を過ぎてキャンセルとなった場合、月上限時間の10時間から予約時間分を減算します。